分権

大都市における自治活性化の視点から

鳴海正泰

1|欠落してきた大都市制度の改革論

急かつ重要な課題となってきた。 地方分権基本法の制定を求める答申をおこな に一年以内に地方分権大綱の作成、引き続き た。一九九三年十月の第三次行革審は、政府 の第二臨調行政改革から懸案とされてきた今 権の推進に関する決議」を採択し、八〇年代 い、今日、地方分権へ向けての政治改革が緊 分権体制への転換が、政治課題にのぼってき 日の中央集権的「国と地方との関係」の地方 てようやく根本的な改革の時期を迎えようと している。一九九三年八月、国会が「地方分 わが国の戦後地方自治制度が、半世紀を経

地方拠点都市整備法ができ、さらに全国市長 ざまな適用拡大の提案がされている。また、 等の権限を付与する中核市の設定など、さま 方制度調査会からは、広域連合や政令市と同 論まで唱えられている。昨年、第二十三次地 ぐって道州制論や地方制論、さらには連邦制 分権の受けⅢとしての府県制度のあり方をめ これまでの地方分権をめぐる議論のなかで、

> のはどういうわけであろうか。 点についての論点が、ほとんど欠落している ぐる議論のなかで、大都市制度の矛盾や問題 会からは第二政令市化の提案もされている。 しかし、こうした地方分権体制のあり方をめ

その後拡大の一途をたどり、現在三大都市圏 全国の一五・三%を占めるにいたった。 増加し、その人口合計は一千八百九十万人、 のが、今日、千葉市まで加えて十二都市まで 屋、京都、大阪、神戸の五大都市であったも 問題をおこしている。発足当時は横浜、名古 るばかりでなく、さまざまな社会問題・都市 の人口は全国の五〇%弱を占めるに至ってい はないであろう。にもかかわらず大都市圏は はほとんど進歩していないといっても過言で いわゆる政令指定都市の誕生以来、基本的に 年の地方自治法改正による大都市特例制度、 わが国の大都市制度のあり方は、一九五六

第一次高度経済成長期の大都市人口の急増 都市制度の再検討は一九七〇年の第十四次地 万制度調査会で行われたが、その時は戦後の 九五六年の特例市誕生以後、本格的な大

> どつながらなかった。また、八○年代の第二 題であった。その内容は東京都と大阪市の実 都市問題の激化にどう対応するかが主要な課 臨調改革の対象にもならなかった。 市行政の自主性・一体性を強化すべきという 態調査を踏まえて、大都市圏広域行政と大都 結論であったが、制度改革の実際にはほとん

持する視点にたっている。 社会に適合した大都市制度の新しい提案とし 市を考える懇談会」(明日都市懇)がつくら 的には、その「明日都市懇」報告の内容を支 て、戦後はじめてのものである。本稿も基本 れ、一九九一年に報告書がだされた。都市型 指定都市共同の「市民の暮らしから明日の都 その後、細郷横浜市長の提唱によって十一

2 一都市型社会と制度との不整合

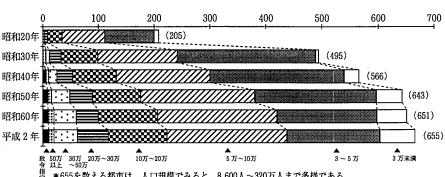
型国家体制の見直しということになるが、そ 由は、一言でいえば肥大化、官僚化した福祉 行財政システムへの転換が求められている理 今日、 中央集権体制から地方分権体制への

> 2―都市型社会と制度との不整合 1―欠落してきた大都市制度の改革論

4―大都市圏広域行政の課題 - 大都市制度改革のオルタナティブ

3

5—大都市財政の改革の課題



間の矛盾点として、次の五点があげられる。 題点になっていること。 なく、都市自治体全体をどうするかという問 五大市はもちろん十二都市の特別のものでは 第二に、 そうした時代変化と実際の大都市制度との 第一は、大都市制度がかつてのように、旧 都市自治体の行政能力の整備充実

が進み、都市づくりの新しい課題とあいまっ れていないこと。 に見合う行財政権限が、 展開が求められているにもかかわらず、それ て、 多様な都市の個性の実現、独自の行政の 国、府県から付与さ

離が次第に離れてきていること。 れるように、自治体の政治・行政と市民の距 えば最近の自治体選挙の投票率の低下にみら 都市の行政や政治が市民から遠くなり、たと 第三に、都市が大きくなるにしたがって、

政の 第四に、 一体性ではなく、 これまでの原則であった大都市行 都市内部のもっと小さ

日都市懇」の報告書が指摘しているように、 事態を背景としているのである。 さらにその爛熟化による問題点の浮上という のことはなによりも一九八〇年代までの都市 都市型社会構造の普遍化 つまり「明 加が求められていること。 な生活に身近な地域単位での多様性や市民参

化社会の成熟から、

統合ないし広域システムの創造が求められて 行政のあり方をどうするのかという、新たな いること。 い行政、広域的に解決ないし供給されるべき にコントロールするのか、個別に解決できな 第五に、大都市圏行政全体を誰がどのよう

都市自治体としての形骸化と空洞化が進みつ

つある現実と、その入れ物としての制度がえ

スマッチをおこしているといえよう。

さらに一九九一年以降のバブル経済の崩壊

平的分権ないし分節の問題、⑤大都市行政と 府間関係のなかで大都市制度の問題、 治社会の確立と同意であり、都市自治体にお 市町村という二段階自治制度のなかで府県と 市圏のなかでの広域行政のあり方、 の問題は、①現在の国と地方というタテの政 という視点が必要とされる。 ける「市民自治」のあり方がその基本になる 大都市の問題、 て総合的、立体的に検討されねばならない。 市民参加の接点の拡大、という五段階につい そのために、地方分権型社会とは都市型自 そうした意味で、大都市のあり方と分権化 ④大都市行政内部における水 ③府県と **②大都**

から、まったく新しい行財政構造への転換が

極集中型ないし高度経済成長型の都市経営

の政治経済の基本枠組みの崩壊であり、東京 は、単なる経済循環型の不況ではなく、戦後

求められているのである。

3 | 大都市制度改革のオルタナティブ

とされながらも、実際は百万人以上の都市で 都市制度は地方自治法では人口五十万人以上 都市制度は、府県と大都市との激しい確執の 地方自治法第三五二条に定められた政令指定 結果、十六項目の府県事務の大都市への委譲 の両者の妥協の産物として制度化されてきた。 よる当面の妥協案であった。さらに政令指定 などを内容とした一九五六年の自治法改正に 戦後、 わが国の大都市制度は府県と大都市

なければ適用されていない。

こうした経過のなかで、大都市行政側が常に主張してきたのは、大都市圏行政の総合性と一体性の論理であった。そうした行政は確と一体性の論理であった。そうした行政は確と一体性の論理であった。そうした行政は確かに大都市特有の行政需要への対応、激化する都市問題の解決のためには必要なことであった。しかし、その反面、身近な都市問題の解た。しかし、その反面、身近な都市問題の解決や生活環境整備を遅らせてきた面があることを指摘しなければならない。すなわち、きめ細かい生活環境整備の後手化、地域コミュとを指摘しなければならない。大都市衙政の総合性に主張してきたの対応、大都市圏行政の総合性に主張してきたの対応、大都市圏行政の総合性に主張してきたの対応、対応に対応を表示した。

る行政改革が必要となってきている。
における垂直的・水平的分権ないし分節によ行政区ないしもっと小さな単位の地域コミュためには、これまでの一元的大都市行政から、化が要請される。さらに、市民自治活性化の他が要請される。さらに、市民自治活性化の格別の新しい課題として、大都市を抱える

が考えられる。 の改革についてだけいえば、次の三つの方向 国と地方との分権化に対応する大都市制度

●─「特別市」創設の復活

広域的自治体とし、さらに自治の単位を水平に域的自治体とし、さらに自治体としての「特別た、府県から独立した自治体としての「特別た、府県から独立した自治体としての「特別である。そのことによって、政令指定都市とである。そのことによって、政令指定都市とである。そのことによって、政令指定都市とである。その一つは、戦後たびたび府県と大都市と

たが、今日では通用しない。市制論」は、府県から独立した一層制論であっして、基礎的自治体となる。かつての「特別よって、大都市の区は自治権をもった単位との自治構造をつくることとなる。このことに的に分権し、行政区を自治区として、二層制

能分担を行うとした考え方と同じである。い、広域的自治体としての「都」との間で機体を対象に政令指定都市なみの事務配分を行に位置づけるとともに、この新たな基礎自治体を対象に政令指定都市なみの事務配分を行なを対象に政章は、一九八六年二月に、東京

もちろん、指定都市の独立には国に集中しながであろう。

❷─現行政令指定都市の解体

と小さないくつもの基礎的自治体に分割すべ指定都市制度そのものを改編し、大都市をもっ礎的自治体をおくという改革ではなく、政令せて特別市とし、その下に自治区としての基二つとじて政令指定都市を府県から独立さ

をだという考え方もできる。たとえばイギリをだという考え方もできる。たとえばイギリカウンティを解散し、ロンドンではロンドン市と三十二の区が普通公共性団体としてのに前に(バラー)」として二層制を解消し、基礎自治体のみの一層制にした例である。わが国の大都市の場合、現行の行政区の単位がそのまま基礎自治体となってもいいし、またいのまま基礎自治体となってもいいし、またいが、人口規模は二くつかに再編されてもよいが、人口規模は二くつかに再編されてもよいが、人口規模は二くである。

表れらの基礎自治体には当然、政令都市並 をれるであろうことは、連担した市街地のな をれるであろうことは、連担した市街地のな をれるであろうことは、連担した市街地のな かでの多摩地区市町村や、その他の首都圏内 の市町村の現実と実績がよく示していると主 の市町村の現実と実績がよく示していると主

こうした考えには、今日のように成熟化した大都市行政には、もう一元的行政は必ずしも必須条件でないという認識がある。いくつも必須条件でないという認識がある。いくつも必須条件でないという認識がある。いくつや都市連合や協力機構があたることとなる。や相互の調整をどうするかという問題が残り、や相互の調整をどうするかという問題が残り、や相互の調整をどうするかという問題があり、や相互の調整をどうするかという問題が残り、か相互の調整をどうするかという問題がある。いくつくいう構想も同時に示されねばならないだくという構想も同時に示されねばならないだくという構想も同時に示されればならないだくという構想も同時に示される。

❸─現行制度内での分節による改革

三つとして、現行の大都市制度を前提としても、大都市自治体内部における分権化ないけがのできる大都市の行政が、単一の行政機構でをこえる大都市の行政が、単一の行政機構でをこえる大都市の行政が、単一の行政機構であるべき段階にきている。まして三百三村万人という人口規模の横浜市は優に一国の井万人という人口規模の横浜市は優に一国の地方自治の機能を果たすことが困難となって、現行の大都市制度を前提としこの。

はなく「彼らの都市」になりかねない。ように、市民にとって「われわれの都市」でたえば選挙での投票率の低下にしめされるたとえば選挙での投票率の低下にしめされるたとれば選挙での投票率の低下にしめされるとの首長と一つの議会を持つ単一の都市自一人の首長と一つの議会を持つ単一の都市自

経営は不可能であろう。 経営は不可能であろう。 経営は不可能であろう。 経営は不可能であろう。

化が緊急な課題となっている。横浜市では、い対応、また市民参加による都市自治の活性あって、区ないし地域レベルでのきめの細か十二の指定都市のなかでもとくに旧五大市でくうした行政区の改革が遅れているのは、

くことが具体化されようとしている。 くことが具体化されようとしている。 くことが具体化されようとしている。 くことが具体化されようとしている。 くことが具体化されようとしている。 くことが具体化されようとしている。 くことが具体化されようとしている。 くことが具体化されようとしている。 くことが具体化されようとしている。

現在の行政区に法人格を付与して自治区化し、東京特別区のように区長の公選、区議会を設置すべきだという声もではじめているが、を設置すべきだという声もではじめているが、を設置すべきだという声もではじめているが、

しかし、成田頼明氏が指摘するように「かつて大阪、京都等について制度上、法人格がつて大阪、京都等について制度上、法人格がの一種としないで法人格のみを与えることはの一種としないで法人格のみを与えることはの一種としないで法人格のみを与えることはの一種としないで法人格のみを与えることはの一種としないで法人格のみを与えることはで記されてよい。公選の区長や区議会をもって聴問をうける権利を認められたミニ議会のような住民代表機関を設けるとは検討されてよい」(神奈川県『指定都市とは検討されてよい」(神奈川県『指定都市とは検討されてよい」(神奈川県『指定都市とは検討されてよい」(神奈川県『指定都市とは検討されてよい」(神奈川県『指定都市とは検討されてよい」(神奈川県『指定都市とは検討されてよい」(神奈川県『指定都市とは検討されてよい」(神奈川県『指定都市とは検討されてよい。

市、ベルリン市)、あるいはミニ議会ともい政区には住民選挙で選ばれた区議会(ケルンそして成田氏は、ドイツの大都市行政の行

考になろう。 一変には、この区に係わる市の事業計が設置されている例をあげている。シュトッか設置されている例をあげている。シュトッが設置されている例をあげている。シュトッが設置されている例をあげている。

以上の三つの方法のうちどれを採用するかは、さらに検討を行う必要があるばかりか、広く市民の意見を反映させていくべきことである。しかし、地方自治制度の改革の基本は、ある。しかし、地方自治制度の改革の基本は、は、さらに検討を行う必要があるばかりか、以上の三つの方法のうちどれを採用するかの方がより重要である。

『世界の大都市』の著者のロンドン大学ロガソン教授は、都市の適正規模について論じながら、都市の大きさがある段階に達すると、ながら、都市は大きすぎて、市民の間に共同社会の精神を喚起し、また市民にそのことを社会の精神を喚起し、また市民にそのことを社会の精神を喚起し、また市民にそのことをは、市政について自分たちがやっている。そなく、彼らがやっているように思うようになく、彼らがやっているように思うようになると警告している。

ろう。今日の大都市が単一の行政組織で、地統御することは、将来とも不可能になるであれる単位とすべきであり、今日のような巨大決の基礎単位は、もっと人間的かかわりの見常的市民の生活空間にかかわる都市の問題解常的市民の生活空間にかかわる都市の問題解

をえないであろう。 は市民から遠ざかった強権的行政にならざる 域の問題を市民の参加の下で解決していくこ とは困難であり、もしできるとすれば、それ

大都市圏広域行政の課題

るのかが、いま問われている。 課題にたいして、首都圏自治体がどう対応す られない。とくに東京一極集中の是正という がどうするのかという問題と無関係には考え れているものと考えたい。大都市制度の見直 体としての自治体のあり方が、基本的に問わ けではなく、大都市圏行政を担う中心的な主 しは、今後、 大都市制度の問題は、一つの都市行政圏だ 大都市圏行政の計画と調整を誰

担っていくことが、今後の重要な課題になっ 都圏サミットが現行のような首長懇談会とそ るべき時期にきていよう。 など、なんらかのシステムの創設が検討され てきている。そのための協力機構や連合組織 体の計画と調整という広域的機能を具体的に の回り持ちの事務局にとどまらず、 ように意味があるか問題はあるにしても、首 た「展都」方式が東京一極集中の解決にどの 東京周辺の業務核都市への首都機能の分散に よる「展都」方式による解決である。 こうし れる七首長懇談会の共通認識は、遷都反対、 これまでのいわゆる首都圏サミットといわ 東京圏全

> 日の新しい時代に求められてい は新たな「狭域」における自治 るのである。 ないというダイナミズムが、今 と分権を基盤にしなければなら 行政を必要とし、その「広域」 新たな統合の必要は新たな広域 新しい分権は一対の改革であり、 ているのである。新たな統合と 分権と参加の保障が課題となっ

うそれぞれの相互関係のなかで 加の充実という狭域的課題とい を基点にして、 の付与が望まれる。こうして大 都市自治体に総合的視点からの の対応と違う、新しい都市政策 市自身の内部的分権化と市民参 機構として府県との関係、大都 る広域的課題、 本的関係における分権化の推進 都市制度は、国と地方という基 政策が可能なような当事者能力 にとどまらず民間部門も含めて わち従来の個別の対処療法的な の樹立が求められている。すな 経済成長期における都市問題 行政解決策ではなく、公的部門 いずれにしても、今日、高度 自律的な行財政 大都市圏におけ

大都市第	7以構造の推移			_		(単位:億円、%)
区分	年度	45	50	55	60	2	3
経常一般財源(A)		3,482	10,188	19,537	26,614	41,191	42,603
• 内訳	市税	2,608	7,663	14,414	21,618	32,221	32,306
	地方交付税	541	1,778	3,746	3,417	4,391	3,266
	その他	333	747	1,377	1,579	4,579	5,031
経常経費充当一般財源(B)		2,307	8,544	15,554	22,034	29,187	31,109
	人 件 費	1,318	4,605	7,360	9,195	11,841	12,454
	扶 助 費	121	654	1,341	2,135	2,564	2,732
内訳 	公 債 費	289	985	2,457	4,217	5,307	5,701
	繰 出 金	_	_	_	318	527	591
	物件費・その他	579	2,300	4,396	6,169	8,948	9,631
経常	収支比率(B) / (A)	66.3	83.9	79.6	82.8	70.9	73.0

- 45年度は、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市の6市計である。 (注) 1
 - 50年度は、札幌市、川崎市、福岡市を加えた9市計である。
 - 55及び60年度は、広島市を加えた10市計である。
 - 2及び3年度は、仙台市を加えた11市計である。
 - 指定都市事務局「大都市財政拡充についての要望」平成6年度より。

問題は大都市の制度の不備に 大都市財政の改革の

課題

ヨーロッパ諸国のEC統合は、同時に各国の

地方分権ということは、その反面で新たな

(集権)が求められていることでもある。

5

解かれねばならない。

自主的な権限の新しい設定、市民レベルへの

たえられていなかったからである。に必要な財源と財政権が、大都市自治体にあ完全なものにしてきたのは、問題を解決するだけあるのではない。戦後の大都市行政を不

第一に指摘しなければならないことは、百第一に指摘しなければならないことは、百年の大部市の大部分の市が、地方交付税の交もつ大都市の大部分の市が、地方交付税の交もの大部市の大部分の市が、地方交付税の交もの大部市の大部分の市が、地方交付税の交もの大部市の大部である。

なっていることを示していよう。なっていることを示していように、全国自治体が、交付団体であるということは、地方交付税制度がすででなく、地方財政の財源不足が慢性化し、地でなく、地方財政の財源不足が慢性化し、地でなく、地方財政の財源不足が慢性化し、地でなく、地方財政の財源不足が慢性化し、地でなく、地方財政の財源不足が慢性化し、地でなく、地方財政の財源不足が最近に、全国自治体の力を対象を表していよう。

今日の都市型社会の成熟が、新しい展開を今日の税財政の配分構造の根本的な改革を中心考え方でよいのかという問題点が指摘されて考え方でよいのかという問題点が指摘されている。せめて十二大都市の財政が不交付団体になるだけの独自財源が都市財政に与えられるのでなければ、地方交付税制度の本来の目的である「地方団体の独立性の強化」にはならないであろう。そうした意味から国と地方の税財政の配分構造の根本的な改革を中心との税財政の配分構造の根本的な改革を中心との税財政の配分構造の根本的な改革を中心との税財政の配分構造の根本的な改革を中心との税財政の配分構造の根本的な改革を中心との税財政の配分構造の根本的な改革を中心との税財政の配分構造の根本的な改革を中心との税財政の配分構造の根本的な改革を中心との税財政の配分構造の根本的な改革を中心との税財政の根本的な改革を中心といる。

体の見直しが緊急な課題である。に、戦後の国・地方を通じる財政調整制度全

第二に、大都市行政は、大都市固有の問題 第二に、大都市行政は、大都市固有の問題 第二に、大都市行政は、大都市固有の問題 第二に、大都市行政は、大都市固有の問題

必要である。

・そうした視点からも、画一的財政調整、これまでの国庫補助金制度などの根本的見直しが必要である。すなわち中央集権的な農村社が必要である。すなわち中央集権的な農村社が必要である。

今日、自然科学のみならず社会科学の分野へ日、自然科学のみならず社会科学の分野では大量の情報や資料をコン方法から、今日では大量の情報や資料をコン方法から、今日では大量の情報や資料をコントがの技術も一段と精緻になってきた。樫のための技術も一段と精緻になってきた。樫のための技術も一段と精緻になってきた。樫のための技術を導き出す技術に

る。地方自治体の価値というのは、人と人がりも都市における自治のあり方にかかっていの問題点を指摘したが、問題の基本はなによ本論では、大都市の制度的欠陥や財政制度

その今日的意義が強調されねばならないのでであるが故にこそ、大都市においてなおさら、本性に根ざしたあまりにも根源的な政治形態値があるのである。地方自治はまさに人間のという、きわめてどろどろとしたところに価額や膝を突きあわせることによって成立する

新しい時代の動向は、自治を基盤とした新てくれている。時代は確実に画一的なイデオてくれている。時代は確実に画一的なイデオーが、産業社会を支えてきた生産目由と自立の尊重の時代に変わりつつある。同時にそれは、産業社会を支えてきた生産と利益主義中心の価値と社会的貢献の価値を尊重さる社会への転換が求められていることを意味する。

多元的な自由と人間的価値を求めようとする方向は、市民自治に基盤をおく参加分権型の社会を選択せざるをえない。それは官僚的の社会を選択せざるをえない。それは官僚的した意味で、自治と分権と参加の三原則は、社会と、明らかに対立するものである。そうした意味で、自治と分権と参加の三原則は、立ちない。

/関東学院大学経済学部教授/